

# BAN-BANテレビ株式会社加入契約約款

BAN-BANテレビ株式会社（以下、「当社」という）と、当社が設置する有線テレビジョン放送施設によりCS及びBSの衛星放送再送信サービスとコミュニティ放送サービスを受ける者は、当社との間に契約（以下、「加入契約」という）を済ませた者（以下、「加入者」という）に限るものとし、加入者に適用される契約内容は、以下の条項によるものとします。

## 第1条（当社が提供するサービス）

当社は加入者に対しそのサービス区域内で、次のサービスを提供します。

### (1) デジタル放送番組サービス

放送法第2条に定める「委託放送事業者」が行うCS放送の再送信とコミュニティ放送を視聴出来る「デジタルハイパー」「デジタルスーパー」と、コミュニティ放送を視聴出来る「デジタルコミュニティ」をデジタル放送番組サービスとします。

内容は、放送事業者（放送法第2条第3項に定める）のテレビジョン放送と超短波放送のうち、地上波及びBS放送の再送信サービスを含みます。但し次号の有料番組サービスを除きます。

### (2) 有料番組サービス

「委託放送事業者」が行うCS・BS有料放送の再送信サービス及び当社が行う有料の放送サービスとします。

ただし、有料番組サービスはデジタル放送番組サービスにご加入いただく場合に限りご利用いただけます。

### (3) その他のサービス

当社が別途定めるその他のサービス。

## 第2条（加入契約の単位）

加入契約は、世帯ごとまたは事業所ごとに行います。

## 第3条（加入契約の成立）

当社のサービスの提供を受けようとする者（以下、「加入希望者」という）は、あらかじめこの約款を承認し加入予約を行い、当社の工事施工の可否判断に基づいて提出した見積書を承認後、別に定める加入申込書の所要事項に記入捺印のうえ当社に申し込み、当社がこれを承諾したときに加入契約が成立するものとします。

2. 当社は、前項の規定にかかわらずサービスの提供が技術的な理由等により困難なときは、加入契約の申込みをお断りすることがあります。

## 第4条（加入申込みの撤回等）

加入申込者は、工事完了日から起算して8日を経過するまでの間、書面により申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

2. 前項の規定による加入契約の申込み撤回等は、同項の書面を当社が受領したときにその効力を発します。

3. 第1項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行った者は、加入金の還付を請求することが出来、解除金の負担はないものとします。ただし、あらかじめ加入申込みの撤回をするなど悪意の意志をもって加入契約の申込みを行った場合等、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図る同項の趣旨に反していると明らかに認められる時は、この限りではありません。

4. 第1項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行った者は、契約解除にかかる工事費実費として撤去工事費を負担するものとします。また、当社は追加工事代金（ブースター・分配器等の代金及び関連工事費）の返金及びオプション機器の引き取りには応じません。

## 第5条（加入契約の有効期限）

加入契約の有効期限は、契約成立の日から1年間とします。ただし契約期間満了の10日前までに当社、加入者のいずれからも文書による更新拒否の意思表示がない場合には、引き続き1年間自動延長するものとし、以後も同様とします。

## 第6条（加入金等）

加入者は、当社が別途定める料金表に従い加入金及び引込・宅内工事費等を当社に支払うものとします。

## 第7条（利用料）

加入者は、当社が別に定める料金表に従い次の利用料を当社に支払うものとします。

### (1) デジタル放送番組サービス利用料

デジタル放送番組サービスの提供を受け始めた日に属する月からデジタル放送番組サービス利用料を毎月支払うものとします。なお、セットトップボックス（以下、「STB」という）。なお、「STB」にはハードディスクレコーダー付セットトップボックスも含む。以下同じ）使用料（1台分）及び番組ガイドの料金は、デジタル放送番組サービス利用料に含まれます。

### (2) 追加利用料

デジタル放送番組サービス利用料に追加して番組サービスの提供を受ける場合にはサービスの提供を受け始めた日の属する月から追

加利用料を毎月支払うものとします。

### (3) 有料番組利用料

有料番組のサービスを受ける場合には、サービスの提供を受け始めた日の属する月からその利用料を毎月支払うものとします。

### (4) その他のサービス利用料

加入者が、当社と別途合意によるサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月からサービス利用料を毎月支払うものとします。

2. 当社が第1条に定めるサービスのうち、加入者が契約しているサービスの全てにつき、月のうち継続して10日以上提供しなかった場合は、当該月の利用料は無料とします。ただし、天災地変その他当社の責に帰さない事由によるサービス停止の場合は、この限りではありません。

3. 社会情勢の変化、提供するサービス内容の拡充等に伴い、当社は利用料の改定をすることがあります。この場合は、改定月の1ヶ月前までに加入者に通知します。

4. 日本放送協会（NHK）及び株式会社WOWOWの定めによる受信料等（衛星放送受信料を含む）は、当社が設定した利用料やSTB利用料には含まれておりません。別途加入者がNHK及びWOWOWにお支払いください。

## 第8条（デジタル放送チューナーの貸与）

当社は、デジタル放送番組サービスを受ける加入者に対しSTB（C-CASカード付）とリモコン及び附属品一式を貸与します。

2. 当社が貸与したSTB（C-CASカード付）とリモコン及び附属品一式を、加入者は使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

3. 加入者が故意または過失により破損または紛失した場合にはその修理、補償に要する費用は加入者が負担するものとします。

4. 加入者は、解約の場合にはSTB（C-CASカード付）とリモコン及び附属品一式を当社に返却するものとします。

## 第9条（B-CASカードの取り扱い）

当社は、加入者にSTBを貸与する際、1台につき株式会社ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（以下、「B-CAS社」という）が発行、管理するデジタル放送用ICカード（以下、「B-CASカード」という）を一枚代行提供します。貸与はB-CAS社の「ピーキャスト（B-CAS）カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

## 第10条（施設の設置及び費用の負担等）

当社は、放送センターから受信機までの施設（以下、「本施設」という）のうち、放送センターから保安器までの施設（以下、「当社施設」という）は、当社が、これを所有するものとします。

ただし、加入者は、加入者の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事負担金（以下、「引込工事費」という）を負担するものとします。また、地下埋設等の特殊な工事を要する場合は、加入者がその実費を負担するものとします。

2. 加入者は保安器の出力端子からテレビ受信機（STBを除く）までの施設（以下、「加入者施設」という）の設置工事に要する費用（以下、「宅内工事費」という）を負担し、これを所有するものとします。

3. 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける加入者についても上記と同等の扱いとします。

4. 当社が本契約に従って放送サービスを提供するために必要な工事の施工は、当社または当社の指定する業者が行うものとします。

## 第11条（維持管理責任の範囲）

当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービスが停止することを承認するものとします。

2. 加入者の維持管理責任の範囲は、加入者施設とします。

## 第12条（引込線、STB設置場所の変更）

加入者は、次の場合に限り引込線及びSTBの設置場所を変更できるものとします。

(1) 変更先が同一建物内の場合。

(2) 変更先が、当社のサービス提供区域内で、技術的に可能な場合。

2. 加入者が、前項の規定によりSTBの設置場所を変更しようとする場合は、当社の所定の書式によりその旨申し出るものとします。ただし、移転（転居・建替・仮住い・リフォーム）の工事は当社または当社の指定する業者が行うものとします。

3. 加入者は、第10条の規定にかかわらず別に定める料金表に従い設置場所移転手数料及び変更に必要な全ての費用を負担するものとします。

## 第13条（加入者の義務）

加入者は、当社または当社の指定する業者が当社の施設の設置、検

査、修理等を行うため、加入者の所有または占用する敷地、家屋、構築物等への出入りを認めるものとします。

- 加入者は、当社のサービスを受けることについて、地主、家主その他利害関係があるときにはあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。
- 加入者は、当社が貸与するSTBとリモコン及び附属品一式を善良なる管理者の注意をもって維持管理し、使用するものとします。

#### 第14条（禁止事項）

加入者は、当社が提供するサービスを、第三者にテープ・DVD・配線等により供給することは無償・有償にかかわらず禁止します。

- 加入者は、加入契約に定める台数を超える受像機等を接続することを禁止します。
- 前項に違反した加入者は、違反した台数につき加入契約に基づくサービスの提供の始期にさかのぼり、契約したものとして当該利用料を当社に支払うものとします。

#### 第15条（施設の故障等に伴う費用負担）

当社は、加入者から当社が提供するサービスの受信に異常がある旨の申出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が加入者施設による場合は、その修復に要する費用は加入者の負担とします。

- 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設（STB・リモコン及び附属品一式を含む）に故障または損傷が生じた場合は、この修復に要する費用を負担するものとします。

#### 第16条（支払方法）

加入者は、加入金、利用料、工事費等の支払いを、当社が別途指定する支払い期日までに、指定する方法（当社が指定する金融機関の加入者口座からの自動振替）により支払うものとします。

#### 第17条（遅延利息）

加入者は、加入金、利用料、工事費等の支払いを、支払い期日より遅延した場合には、支払い期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年利14.1%の割合にて遅延利息金を当社に支払うものとします。

#### 第18条（一時停止及び再開）

加入者は、当社のサービス提供の一時停止またはその再開を希望する場合、当社へ文書によりその旨を申出るものとします。この場合は、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は第7条の規定にかかわらず、無料とします。

- 前項の一時停止期間は、1ヶ月単位とし最長6ヶ月とします。
- 加入者は、一時停止及び再開に要する費用（以下「一時停止・再開手数料」という）を別に定める料金表に従い当社に支払うものとします。
- 第1項の定めにかかわらず、加入者は別表に定めるSTBの維持管理費（含む使用料）を当社に支払うものとします。
- 当社は、一時停止再開後1年を経過しない加入者からの一時停止の再申込を受付いたしません。

#### 第19条（サービスの停止及び解除）

当社は、加入者において利用料または各種料金の支払いを2ヶ月以上遅延した場合、また、本契約に違反する行為があったと認める場合は、加入者に催促したうえでサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。なお、停止の場合は第18条の規定を、解除の場合は第24条の規定を準用します。

#### 第20条（放送内容の変更）

当社は、放送内容を変更することがあります。なお、変更によっておこる損害の賠償には応じません。

#### 第21条（免責事項）

当社は、天災地変その他当社の責に帰さない事由によりサービスの提供の中止を余儀なくされた場合に対する損害賠償には応じません。

#### 第22条（名義変更）

加入者は、次の場合に限り当社の承認を得て加入者の名義を変更できるものとします。

- 相続をする場合
- 新加入者が、加入者の加入契約に定めるSTBの設置場所において、当社のサービスの提供を受けることについての加入者の権利義務を継承する場合。
- 前項の名義変更を行う場合、新加入者となる者は当社の承認を得たうえで、名義変更書を提出し、別に定める料金表に従い、名義変更手数料を当社に支払うものとします。

#### 第23条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合、文書で当社に申し出るものとします。

- 前項の外、加入申込書に記載した事項について変更がある場合には、加入者は文書によって当社に申し出るものとします。

#### 第24条（解約）

加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する10日以上前に文書により当社にその旨申し出るものとします。

- 加入者は解約の場合、当該解約日の属する月までの第7条の規定による利用料を含む全ての料金を解約日に精算するものとします。
- 解約の場合、加入金の払い戻しはいたしません。
- 加入者は、サービスの提供を受けた日から1年以内に解約を申し出た場合は、解除金として15,000円を支払うものとします。
- 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、引込線及びSTBを撤去します。この撤去に伴う費用は、加入者が負担するものとします。また、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復に費用を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

#### 第25条（加入者個人情報の保護）

当社は、加入者等の個人情報保護の基本方針を定めた「BAN-BANKテレビ個人情報保護ポリシー」を策定し、遵守します。同ポリシーはチャンネルガイド誌、HPで公表します。

#### 第26条（加入者個人情報の利用）

当社は、番組制作などの視聴者アンケート調査、加入者サービス向上を目的に加入者の個人情報を自ら利用し、または協力会社、業務委託会社に提供することがあります。この場合は、個人情報取り扱いに関する機密保護契約を締結します。また加入者の個人情報は本人の同意なく、目的外の利用はいたしません。

#### 第27条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社及び加入者は契約約款の趣旨に従い、誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

#### 第28条（約款の改正）

当社はこの約款を総務大臣に届け出たうえ改正することがあります。

#### 付 則

- 当社は、特に必要がある時には、この約款に特約を付することができず。
- 一括加入、臨時加入、業務用等については別に定めます。
- この約款は、平成7年4月15日より施行します。

改正 平成10年10月1日、平成14年9月15日、  
平成15年10月1日、平成16年12月1日、  
平成17年3月1日、平成20年8月1日、  
平成22年12月1日